

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	57	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事士施行令	根拠条項	5	許認可等の内容	電気工事士の免状の書換え
<p>○電気工事士法施行令（昭和三十五年九月三十日政令第二百六十号） （免状の書換え） 第五条 電気工事士は、免状の記載事項に変更を生じたときは、当該免状にこれを証明する書類を添えて、当該免状を交付した都道府県知事にその書換えを申請しなければならない。</p> <p>○電気工事士法施行規則（昭和三十五年九月三十日号外通商産業省令第九十七号） （免状の書換えの申請） 第九条 令第五条の規定により免状の書換えを申請しようとする者は、様式第五による申請書を提出しなければならない。</p>					